（記載上の注意）

１．法第38条第１項の登録申請書又は法第41条第４項の規定による届出書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

２．「取戻しの事由」には、供託している履行保証金並びに締結している履行保証金保全契約（法第44条に規定する履行保証金保全契約をいう。）及び履行保証金信託契約（法第45条に規定する履行保証金信託契約をいう。）の内容を記載した上で、取戻可能額を算定し、記載すること。

３．「取戻しをしようとする供託物の内容」の「左記に係る種別」欄には、資金移動業の種別を記載すること。ただし、法第58条の２第１項に規定する特例対象資金移動業について同条第５項第４号に規定する一括供託をしている場合には、当該特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別を並べて記載すること。

**様式第２**（第１条第２項）

（日本産業規格Ａ４）

履行保証金取戻承認書

［１．・２．　略］

３．払渡しを請求することができる期限

［略］

［様式を削る。］

**様式第３**（第３条第４項）

（日本産業規格Ａ４）

年　月　日

財務（支）局長　殿

届出者　登録番号　財務（支）局長　第　号

（郵便番号　―　）

住　所

電話番号（　）　―

商　号

代表者の氏名

履行保証金保管替届出書

下記のとおり、履行保証金の保管替えをしたので、資金移動業履行保証金規則第３条第４項の規定により供託書正本の写しを添えて届け出ます。

記

［１．・２．　略］

（記載上の注意）

法第38条第１項の登録申請書又は法第41条第４項の規定による届出書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

（記載上の注意）

法第38条第１項の登録申請書又は法第41条第１項の規定による届出書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

**様式第２**（第１条第２項）

（日本産業規格Ａ４）

履行保証金取戻承認書

［１．・２．　同左］

３．払渡しが受けられる期限

［同左］

**様式第３**（第１条第３項）　［略］

**様式第４**（第３条第４項）

（日本産業規格Ａ４）

年　月　日

財務（支）局長　殿

届出者　登録番号　財務（支）局長　第　号

（郵便番号　―　）

住　所

電話番号（　）　―

商　号

代表者の氏名

履行保証金保管替届出書

下記のとおり、履行保証金の保管替えをしたので、資金移動業履行保証金規則第３条第４項の規定により供託書正本の写しを添えて届け出ます。

記

［１．・２．　同左］

（記載上の注意）

法第38条第１項の登録申請書又は法第41条第１項の規定による届出書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。